

# 島根県障害者スポーツボランティアバンク運営要綱

## (目的)

第1条 島根県障害者スポーツボランティアバンク(以下「バンク」という。)は、障害者スポーツ活動の様々な場면을支援するボランティアを障害者スポーツ団体・クラブ・個人の活動が気軽に利用できるシステムを確立することにより、障害者スポーツの振興に寄与するとともに、障害者スポーツを行う団体・グループ間並びに支援者とのネットワークづくりを進めることを目的とする。

## (運営主体)

第2条 バンクの運営は、財団法人島根県障害者スポーツ協会(以下「協会」という。)が行う。

## (ボランティア登録)

第3条 ボランティア登録の対象は、障害者の社会参加活動の一環である障害者スポーツに熱意と識見を有し、協会や障害者スポーツ団体・クラブ等に活動協力する島根県内に在住する者とする。

2 前項に該当し、バンクにボランティア登録を希望する者は、島根県障害者スポーツボランティアバンク登録申込書(様式第1号)を協会に提出しなければならない。

3 協会は、前項による登録申込があったときは、次項の規定により登録を認めない場合のほかは、バンクに登録するものとし、ボランティア活動保険への加入手続きを行い、登録証(様式第2号)を発行する。

4 協会は、申込書に虚偽の記載があることが判明したとき又はバンクの目的に合わないと思われる場合は、その登録を拒否することができる。

5 協会は、前項の規定により登録を拒否又は抹消した場合においては、遅滞なくその旨を申込者に通知するものとする。

6 協会は、登録者の個人情報をも他の目的に使用してはならない、ただし、当該登録者の承諾を得たときは、この限りではない。

## (登録の変更・抹消の届出)

第4条 バンクにボランティア登録をされた者(以下「登録者」という。)は、登録事項に変更があったとき又は登録を抹消したいときは、速やかに協会に連絡しなければならない。

2 登録を抹消された者は、速やかに登録証を協会に返却しなければならない。

3 協会は第1項による登録抹消の申し出があったときは、速やかに当該申し出に係る登録を抹消するものとする。

4 協会は、登録者が次のいずれかに該当するときは、その登録を抹消することができる。

(1) 偽りその他不正の手段によりバンクの登録をしたとき

(2) 障害者スポーツ活動に携わるにふさわしくないと認められる行為があったとき

## (登録の有効期間)

第5条 バンク登録の有効期間は、第3条第1項の登録した日から当該登録日が属する年度末までとする。ただし、登録抹消の申し出がない場合は、自動的に継続する。

## (登録者の派遣を依頼できる対象)

第6条 登録者の派遣を依頼できる者(以下「依頼者」という。)は、島根県内を主な活動エリアとして障害者スポーツ活動を行う個人・団体・グループとする。

( 情報提供 )

第 7 条 協会は、登録者に関する情報を協会のホームページ・機関紙等により、広く情報提供を行う。

2 協会は、必要な範囲において登録者情報の内容を省略することができる。

3 前条で定めた依頼者は、情報提供された内容を他の目的に使用してはならない。

( 派遣依頼の手続き )

第 8 条 依頼者は、島根県障害者スポーツボランティア派遣依頼書 ( 様式第 3 号 ) により、協会に派遣申請しなければならない。

2 協会は、前項による依頼があったときは、次項により受け付けない場合のほかは受理するものとし、依頼内容を遂行できる登録者を紹介するよう努める。

3 協会は、依頼書に虚偽の記載があることが判明したとき又はバンクの目的に合わない団体・グループと認められる場合は、その申請を受け付けないことができる。

4 協会は、前項の規定により依頼を拒否した場合には、遅滞なくその旨を申請者に通知するものとする。

5 紹介にあたり、依頼者は、当該登録者に対し事前に支援依頼内容等を説明のうえ、その同意を得るものとする。

6 登録者は、依頼者の指示のした、ボランティア活動に従事する。

( ボランティア活動の対象 )

第 9 条 依頼者が支援を受けることができる事項は、次のいずれかとする。

(1) 障害者スポーツ競技の練習相手

(2) 障害者スポーツの技術指導

(3) 障害者スポーツイベント等の手伝い

(4) その他協会理事長が認めた障害者スポーツ活動に関すること

( 活動実績の報告 )

第 10 条 ボランティア活動に従事した登録者は、活動終了後速やかに島根県障害者スポーツボランティア活動報告書 ( 様式第 4 号 ) により、その実績を協会に報告しなければならない。

( 謝礼等 )

第 11 条 登録者の活動は、ボランティアの趣旨に則り、原則として無償の活動とする。

( その他 )

第 12 条 この要綱に定めのない事項については、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 6 月 7 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。